

産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）の配分基準について

〔 22生産第11119号
平成23年4月1日
農林水産省生産局長 〕

鳥獣被害対策支援事業については、先に産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第11117号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その補助金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別紙)

産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）の配分基準について

産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第11117号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表第1の事業内容欄の推進事業及び整備事業の実施に必要な補助金の配分基準を、次のとおり定める。

第1 配分基準

- 1 各事業実施主体の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる（1）及び（2）により順次算定して得た額を合算して得た額を配分する。

（1） 予算額を各事業実施主体の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）について、別表に基づき算定したポイントの合計が高い事業実施計画から順次、推進事業及び整備事業の予算の範囲内において、当該事業実施計画に係る要望額に相当する額を事業実施主体に配分する。

ただし、その最終の配分可能額が同一ポイントを獲得した事業実施計画に係る要望額の合計を下回る場合は、（2）により配分する。

（2）（1）の結果、当該配分可能額が同一ポイントを獲得した事業実施計画に係る要望額の合計を下回る場合には、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載された処理加工施設を整備することとしている事業実施計画については、優先的に配分するものとする。さらに残余が生じた場合には、当該残額を優先配分を受けなかった同一ポイントを獲得した事業実施計画に係る要望額に応じて配分するものとする。

- 2 補助金の配分後、予算額に残余が生じ、当該残額を配分をしようとする場合にあっては、既に事業を実施している地区に係る配分は行わないこととし、新たに事業の実施を予定している地区について1の規定を準用する。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、本事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

別表

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
1 計画性に関する審査 ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条に規定する被害防止計画に基づく取組の場合 イ ア以外の被害防止計画に基づく取組の場合	5 1
2 総合性に関する審査 ア 個体数調整、被害防除及び生息環境管理に関するすべての取組が行われる場合 イ 個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち、いずれか2つの取組が行われる場合 ウ 個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち、いずれか1つの取組が行われる場合	5 3 1
3 実施体制・実効性に関する審査 ア 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を編成している場合 イ 狩猟免許の取得による捕獲の担い手、技術指導者の育成などにより地域における被害防止対策に係る人材の育成確保に取り組む場合 ウ 地域協議会に、行政（市町村等）、農林漁業者（農林漁業団体等）、技術指導者（都道府県の普及指導機関等）、捕獲関係者（猟友会等）のすべてが含まれている場合	5 3 1
4 被害の軽減目標に対する審査 ア 被害防止計画において被害面積及び被害額のいずれも30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 イ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 ウ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを10%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合	5 3 1
5 その他 ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である場合 イ 推進事業・整備事業を一体的に取り組む場合 ウ 新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む場合 エ 事業実施主体が当該都道府県における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う場合 オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第18条第1項により確認を受けた防除の確認に資する取組を被害防止計画に基づいて市町村において行う場合 カ 市町村において鳥獣保護法に規定する鳥獣の捕獲許可権限の委譲を受けて当該鳥獣の捕獲に取り組む場合	3 3 3 1 1 1

注1) 1の計画性に関する審査の取組内容については、事業実施計画における取組が鳥獣被害防止特措法第4条に規定する被害防止計画（作成することが確実と見込まれる場合も含む。）に基づく取

組であるか、同法に基づかない任意の被害防止計画に基づく取組であるか、いずれかにより判断する。

注2) 2の総合性に関する審査の取組内容については、以下のとおりとする。

①個体数調整とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、生息状況調査等に係る取組。

②被害防除とは、防護柵の整備、追払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査（情報マップの作成を含む）等に係る取組。

③生息環境管理とは、緩衝帯の設置（牛の放牧等）、放任果樹の除去、里山の整備等に係る取組。

なお、当該事業実地主体の地域において、被害防止計画で対象とする鳥獣の防護柵の整備が必要な地域（既整備地域を含む）で、既に概ね8割以上において防護柵が整備済み又は当該年度において整備が見込まれる場合は、被害防除に関する取組が行われているものとみなす。

注3) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のアについて、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を被害防止計画等における記載により23年度以内に編成することが確実と見込まれる場合は、編成されているものとみなす。

注4) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のイについて、被害防止計画により人材の育成確保の取組が市町村において行われる場合に付与できるものとする。

注5) 4の被害の軽減目標に対する審査については、被害防止計画に記載された対象鳥獣の被害軽減目標を達成するために取り組む場合に付与できるものとする。

注6) 5のその他のアについては、事業実施計画に基づいている被害防止計画が複数の市町村を対象範囲として作成されている場合に算定できるものとする。

注7) 5のその他のイについては、地域協議会及びその構成員が推進事業（都道府県及び市町村によるソフト事業も含む。）、整備事業の両事業を行う場合に一体的に取り組むものとして付与できるものとする。

注8) 5のその他のウについては、過年度、市町村において、鳥獣（被）害防止総合支援事業に取り組んでいない場合に算定できるものとする。

注9) 審査項目の1、2及び4については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。3及び5については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。

注10) 3のウについては、事業実施計画に添付する被害防止計画に定める地域協議会の構成機関及び関係機関により算定するものとする。

また、2、5のオ及びカについては、事業実施計画に添付する被害防止計画により算定するものとする。なお、5のエについては、事業実施計画に基づいて算定するものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。